

海老名市教育委員会

(令和4年 8月 定例会議事日程)

日時 令和4年8月19日(金)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 301会議室

教育長報告

【報告事項】

日程第 1 報告第 15 号 海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染症防止対策補助金交付要綱の制定について

【審議事項】

日程第 2 議案第 22 号 令和4年度(令和3年度対象)教育委員会事務の点検・評価について

日程第 3 議案第 23 号 海老名市立小学校及び中学校の特定教室の利用に関する要綱の一部改正について

【報告事項(非公開予定)】

日程第 4 報告第 16 号 令和4年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

日程第 5 報告第 17 号 令和4年度海老名市奨学生の決定について

【審議事項(非公開予定)】

日程第 6 議案第 24 号 令和3年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

日程第 7 議案第 25 号 令和4年度海老名市一般会計補正予算(第7号)のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

海老名市教育委員会

令和4年度 8月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- | | |
|------------|---|
| 7月 22日 (金) | 教育委員会7月定例会
声楽家川田直樹氏葬儀参列
不登校支援団体夕涼み会
北部生活困窮者学習支援「Sun」視察 |
| 23日 (土) | 教育支援教室びなる一む同窓会 |
| 25日 (月) | 最高経営会議
新型コロナウイルス感染症対策本部会議 |
| 26日 (火) | 小学生都市間交流事業(登別派遣)見送り
図画工作・美術指導実技講座 |
| 27日 (水) | えびな地域講座・初任者デイクャンプオリエンテーション
人権教育研修会 |
| 28日 (木) | 市長定例記者会見
教育支援教室びなる一む納涼会 |
| 29日 (金) | 県いじめ問題対策連絡協議会 |
| 30日 (土) | 「ひきこもりの理解と支援」講演会
不登校支援団体事業視察 |





- 8月
- 1日(月) 教育課題研究会(点検・評価)
県央地区小中学校教育課程研究会
 - 2日(火) 管理職研修会
 - 3日(水) 支援教育研修会Ⅱ(えびな支援学校)
 - 4日(木) 支援教育研修会Ⅰ
神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会
勾玉・瓦づくり教室(かながわ考古学財団門沢橋事務所)
 - 5日(金) 国分寺台中央商店会夏まつり
相模国分寺跡活用のための現地視察
 - 6日(土) 海老名市戦没者追悼式
 - 8日(月) 学童保育クラブ訪問
 - 9日(火) 学童保育クラブ訪問
 - 10日(水) 教育課題研究会
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
 - 17日(水) 最高経営会議
えびなSDGs推進本部会議
 - 18日(木) 新型コロナウイルス感染症市教委・学校対策会議
 - 19日(金) 教育委員会8月定例会



▲ 勾玉・瓦づくり教室



2 めざす理想の学校（学校の受容性・包摂性について）

ご承知のように、2030年を期限とした国際社会の目標「持続可能な開発目標（SDGs）」において、教育分野では、「誰一人取り残さない」というキーワードのもと、目標4として「全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」とされています。

私としては、これを受けて、学校教育として、「全てのえびなっ子ひとりひとりの学びの保障」をすることが、職の使命であると認識するところです。

ひとりひとりの学びが保障されているか？

海老名市の現状としては、400名近い子どもが、それぞれの事由により、年間30日以上、学校に通っていません。

そして、その子どもたちの学びの保障となると、そのための支援を受けている子どもは限られており、その支援も充分とは言えない状況です。

また、学校に通っていても、その子どもの特性や能力、ニーズに対応した学びが確実に保障されているとは言い難い状況でもあります。

私が、この職に就いてから、不登校の子どもたちが200人を超え、捉え方は違うところですが特別支援学級に在籍する子どもたちも200人を超え、今も増加傾向にあるところです。

私は、不登校やその他の事由により学校に通えないことについては、学校の受容性を問題視しています。

学校以外でも学びが保障できれば、その子にとってよりよい環境で学習や生活ができればと考え、不登校支援団体と連携して、さまざまな学びの場を広げ、確保したいと考えているところです。

しかしながら、一方で、私は学校人ですから、学校の集団性の価値、学校という場で多様な子どもたちが、お互いを尊重しながら教育活動を行うことの意義を実感しているところであり、すべての子どもが学校に集うことを願っているところです。

そのためには、教職員等の人員の確保、学校施設の環境整備などが必要なところですが、学校が、現状の枠組みを変更し多様な子どもたちを受け入れるための、学校の受容性を高めるための、教職員の意識改革が求められるところです。



学校の包摂性については、具体的な取組としては、インクルーシブ教育を実践することです。

包摂とは、すべてを受け入れ包み込むインクルージョンということですが、そこに、ひとりひとりの意思があり、学習や生活が保障される中で、自己実現や社会の一員として社会にかかわり、人間らしく生きることができるといふ姿があります。

受け入れるだけでなく、自分らしく生きるといふことで学校の包摂性は目標を果たすことになります。

包摂の対義語は、排除ということになります。

そのような意味から、ひとつの支援教育という視点からすると、子どもたちは、それぞれの特性に応じた学びが保障されているのでしょうか。そのような支援環境が学校に整えられているのでしょうか。

海老名市としては、そのための教育施策を進め、支援環境の充実を図ってきているところですが、私としては、さらなる充実のための取組を推進しなければならないと考えているところです。

私の理想とする海老名市の学校は、すべての子どもひとりひとりに、それぞれに応じた学びが保障される学校です。

そのためには、フリースクールや通級教室、支援学校などの機能が全部含まれた学校であり、また、そのような環境でも、様々な事由で学校に来ることができない子どもにも、学校とつながって学びが保障されることが必要となります。私は、そのための、教育施策を構想するのです。

一步一步、推し進めたいと思うのです。

そして、実は、私の真の理想は、その先にあります。

究極は、学校が、乳幼児から高齢者の方々まで、すべての海老名市民の学びの場となることです。

これは、私が願う「みんなの学校」です。

教育課題は山積していて、その解決にあたっては、具体の場面できまざまな問題が起こり、その対応に、日々、奮闘しているところですが、私としては、何より、これからも、教育委員のみなさんとともに、夢をもって、教育行政を進めたいのです。

あらためて、みなさん、よろしく申し上げます。

以上です。

報告第15号

海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策 補助金交付要綱の制定について

海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和4年8月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市中学校体育連盟が実施する大会等の事業における新型コロナウイルス感染防止対策に係る経費に対し、補助金を交付することで、海老名市の生徒の健全育成及び体育実技の向上を図ることを目的として、海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱を制定したため

海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱の制定について

1 趣旨

海老名市中学校体育連盟（以下、「中体連」という。）が実施する大会等の事業における感染防止対策に要する経費に対して、新たに補助金交付要綱を制定し、補助金を交付することで、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底による安全・安心な実施につなげ、海老名市の生徒の健全育成及び体育実技の向上を図るため、標記補助金交付要綱を制定したので、報告する。

なお、本要綱は、令和5年3月31日までの時限措置とする。

2 制定に至るまでの状況の推移

- 令和3年度事業は、感染防止対策（アルコール消毒液の購入等）に要する経費を中体連の運営経費から支出し、大会を実施した。
- 令和4年度は、校長会からの要望により、感染対策経費を増額（5万円）し、当初予算に計上（93万円）した。
- 令和4年4月以降は、感染状況が鎮静化したことや、前年度購入した感染対策物品の残りがあったため、当初は前年同様の補助額（88万円）を支給し、増額分を補助する必要があるか、状況をうかがっていた。
- 令和4年6月14日に、中体連の理事・運営委員会で、保護者の観戦を可能とした開催が決定された。
- これに伴い、会場内に設置する消毒物品の増加が見込まれたことから、感染対策経費に対する補助が必要と判断した。

3 制定した要綱

別紙のとおり

4 要綱の内容

(1) 補助対象者

海老名市中学校体育連盟の会長

(2) 補助の対象

中体連が当該年度に実施する市内競技大会、研究推進活動等の事業に係る経費のうち、新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費

(3) 補助金額

50,000円の範囲内の額とする。

5 施行日

令和4年8月1日から施行し、令和4年6月15日から適用する。

6 経過

令和4年7月15日 政策会議 決定

7月25日 最高経営会議 決定

8月1日 施行

8月19日 定例教育委員会 報告

海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市中学校体育連盟が行う事業を安全・安心に実施するために施す新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、海老名市中学校体育連盟の会長とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、海老名市中学校体育連盟が当該年度に実施する市内競技大会、研究推進活動等の事業に係る経費のうち、新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、50,000円の額を超えない範囲内において、予算で定める額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者

に通知する。

(交付請求等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に速やかに補助金を交付する。

(事業の変更等)

第8条 補助事業者は、交付決定を受けた事業内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付（変更・中止）申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知する。

(報告及び指示)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付し、20日以内に市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績内訳書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額の確定し、速やかに海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知する。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(責務)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率運用を図らなければならない。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和4年6月15日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

海老名市長

殿

申請者 所在地

団体名 海老名市中学校体育連盟

代表者 会長

海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策
補助金交付申請書

海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金の
交付を受けたいので、海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染
防止対策補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請
いたします。

1 交付申請額 金 円

2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

4 その他参考となる資料

海老名市中学校体育連盟

会長 様

海老名市長

海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海老名市中学校体育連盟事業における
新型コロナウイルス感染防止対策補助金の交付について、海老名市中学校体育連盟事
業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱第6条の規定に基づき、
次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- (4) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うものとする。

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

団体名 海老名市中学校体育連盟

代表者 会長 印

海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策
補助金交付請求書

海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金として、海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり請求いたします。

1 請求額 円

2 振込先 金融機関名 (銀行・金庫・組合) (支店・支所)

口座番号 普 No.

口座名義 (カタカナ)

海老名市長 殿

申請者 所在地

団体名 海老名市中学校体育連盟

代表者 会長

海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付（変更・中止）申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金について、次のとおり（変更・中止）したいので、海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱第8条の規定に基づき、申請します。

1 （変更・中止）の内容

事業名	（変更・中止）前	（変更・中止）後

2 （変更・中止）の理由

3 既交付決定額 円

4 （変更・中止）後の交付申請額 円

海老名市中学校体育連盟

会長 様

海老名市長

海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策
補助金交付（変更・中止）決定通知書

年 月 日付けで補助金の交付決定した海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金について、海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり（変更・中止）決定したので通知します。

1 （変更・中止）となった理由

2 （変更・中止）後の変更決定額 円

3 補助条件

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- (2) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うものとする。

海老名市長 殿

所在地

団体名 海老名市中学校体育連盟

代表者 会長

海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策
補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた海老名市中学校体育連盟事業における
新型コロナウイルス感染防止対策補助金に係る事業が完了したので、海老名市中学校
体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱第10条の規
定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

- 1 補助金名 海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染
防止対策補助金
- 2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績内訳書
 - (2) 収支決算書
- 4 事業の成果

年 月 日

海老名市中学校体育連盟

会長 様

海老名市長

海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策
補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金について、海老名市中学校体育連盟事業における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり交付すべき額が確定したので通知します。

1	補助対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	精算額	円

議案第22号

令和4年度（令和3年度対象）教育委員会事務の点検・評価について

別紙のとおり、令和4年度（令和3年度対象）教育委員会事務の点検・評価について、議決を求める。

令和4年8月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和4年度（令和3年度対象）教育委員会事務の点検・評価を決定し、報告書を作成したいため

令和4年度（令和3年度対象）教育委員会事務の点検・評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和4年度（令和3年度対象）教育委員会事務の点検・評価を決定し、報告書を作成したい。

2 点検・評価報告書案

別冊「令和4年度（令和3年度対象）教育委員会事務の点検・評価報告書（案）」のとおり

3 今後のスケジュール

令和4年8月19日	教育委員会定例会	決定	} 報告・提出後、直ちに ホームページで公表
9月20日	政策会議	報告	
9月28日	最高経営会議	報告	
	市長・副市長へ提出 市議会へ提出		

4 関係法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

議案第23号

海老名市立小学校及び中学校の特定教室の利用に関する要綱の一部改正
について

別紙のとおり、海老名市立小学校及び中学校の特定教室の利用に関する要綱の一部改正について、議決を求める。

令和4年8月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

市立今泉小学校西棟の一部を特定教室として追加したいことから、海老名市立小学校及び中学校の特定教室の利用に関する要綱の一部を改正したいため

海老名市立小学校及び中学校の特定教室の利用に関する要綱の 一部改正について

1 趣旨

市内小中学校の余裕教室の一部を特定教室として一般開放しているが、令和4年2月に完成した今泉小学校西棟の一部を特定教室として追加したため、要綱の一部改正を行う。

併せて、文言等について所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 別表（第2条関係）

- ・ 今泉小学校（オープンスペース、調理室、第2音楽室）の追加
- ・ 有鹿小学校の「西棟1階」を「東館1階」に修正し、「木工室」を削除
- ・ 柏ヶ谷小学校及び上星小学校の「教室」を「会議室」に修正

(2) 様式

第1号様式、第3号様式、第4号様式中「利用施設」の欄に今泉小学校を追加する等、所要の改正を行う。

※詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり。

3 施行日

令和4年9月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 今後のスケジュール

令和4年8月19日	定例教育委員会	決定
9月1日	施行	
	広報えびな掲載	
9月20日	政策会議	報告

海老名市立小学校及び中学校の特定教室の利用に関する要綱 新旧対照表

新（改正）	旧（現行）
<p data-bbox="69 209 954 240">海老名市立小学校及び中学校の特定教室の利用に関する要綱</p> <p data-bbox="69 312 443 344">第1条～第10条 （略）</p> <p data-bbox="165 472 271 504">附 則</p> <p data-bbox="107 520 770 552">この要綱は、<u>令和4年9月1日</u>から施行する。</p> <p data-bbox="152 627 546 659">《平成18年7月1日・制定》</p> <p data-bbox="152 679 613 711">《平成20年1月4日・一部改正》</p> <p data-bbox="152 732 613 764">《平成23年5月15日・一部改正》</p> <p data-bbox="152 785 613 817">《平成25年9月15日・一部改正》</p> <p data-bbox="152 837 613 869">《令和3年4月1日・一部改正》</p>	<p data-bbox="1126 209 2011 240">海老名市立小学校及び中学校の特定教室の利用に関する要綱</p> <p data-bbox="1126 312 1500 344">第1条～第10条 （略）</p> <p data-bbox="1223 472 1328 504">附 則</p> <p data-bbox="1164 520 1827 552">この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1205 627 1599 659">《平成18年7月1日・制定》</p> <p data-bbox="1205 679 1666 711">《平成20年1月4日・一部改正》</p> <p data-bbox="1205 732 1666 764">《平成23年5月15日・一部改正》</p> <p data-bbox="1205 785 1666 817">《平成25年9月15日・一部改正》</p> <p data-bbox="1205 837 1666 869">《令和3年4月1日・一部改正》</p>

別表（第2条関係）

特 定 教 室

学校名	利用できる施設	場所
柏ヶ谷小学校	<u>会議室</u>	北棟 1 階
上星小学校	<u>会議室</u>	Ⅲ館 2 階
東柏ヶ谷小学校	特別活動室	南棟 4 階
	音楽室	南棟 3 階
	ランチルーム	南棟 1 階
今泉中学校	視聴覚室	B 棟 2 階
海老名小学校	図工室	北棟 1 階
	音楽室	北棟 2 階
有鹿小学校	コミュニティルーム	<u>東館 1 階</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
社家小学校	家庭科室	新館 2 階
<u>今泉小学校</u>	<u>オープンスペース</u>	<u>西棟 1 階</u>
	<u>調理室</u>	<u>西棟 1 階</u>
	<u>第 2 音楽室</u>	<u>西棟 1 階</u>

別表（第2条関係）

特 定 教 室

学校名	利用できる施設	場所
柏ヶ谷小学校	<u>教室</u>	北棟 1 階
上星小学校	<u>教室</u>	Ⅲ館 2 階
東柏ヶ谷小学校	特別活動室	南棟 4 階
	音楽室	南棟 3 階
	ランチルーム	南棟 1 階
今泉中学校	視聴覚室	B 棟 2 階
海老名小学校	図工室	北棟 1 階
	音楽室	北棟 2 階
有鹿小学校	コミュニティルーム	<u>西棟 1 階</u>
	<u>木工室</u>	<u>西棟 1 階</u>
社家小学校	家庭科室	新館 2 階
<u>(追加)</u>		

新（改正）

第1号様式（第5条関係）

第1号様式（第5条関係）

団 体 名	団体番号

海老名市特定教室利用団体登録申請書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

郵便番号 □□□-□□□□

住 所

(代表者) 氏 名

電 話 番 号

携 帯 番 号

次のとおり申し込みます。

団 体 名			
市内在住者を、 2名以上記載 してください。 (市内在住には、在 勤・在学を含みま す。)	住所(在勤在学は、会社・学校名)	氏 名	電話番号
主な利用目的	会議等・コース・囲碁・将棋・絵画・その他 ()		
構 成 人 数	() 人 うち市内在住・在勤 () 人		
主な利用施設	□海老名小学校 □柏ヶ谷小学校 □有鹿小学校 □上星小学校		
	□社家小学校 □東柏ヶ谷小学校 □今泉中学校 <u>□今泉小学校</u>		

旧（現行）

第1号様式（第5条関係）

第1号様式（第5条関係）

団 体 名	団体番号

海老名市特定教室利用団体登録申請書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

郵便番号 □□□-□□□□

住 所

(代表者) 氏 名

電 話 番 号

携 帯 番 号

次のとおり申し込みます。

団 体 名			
市内在住者を、 2名以上記載 してください。 (市内在住には、在 勤・在学を含みま す。)	住所(在勤在学は、会社・学校名)	氏 名	電話番号
主な利用目的	会議等・コース・囲碁・将棋・絵画・その他 ()		
構 成 人 数	() 人 うち市内在住・在勤 () 人		
主な利用施設	□海老名小学校 □柏ヶ谷小学校 □有鹿小学校 □上星小学校		
	□社家小学校 □東柏ヶ谷小学校 □今泉中学校 _____		

新（改正）

第3号様式（第7条関係）

第3号様式（第7条関係）

海老名市特定教室利用申請書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

次のとおり、利用申し込みをします。

団 体 名	(団体番号)
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 柏ヶ谷小学校 <input type="checkbox"/> 上星小学校 <input type="checkbox"/> 社家小学校 <input type="checkbox"/> 今泉中学校
	<input type="checkbox"/> 海老名小学校 () <input type="checkbox"/> 有鹿小学校 ()
	<input type="checkbox"/> 東柏ヶ谷小学校 () <input checked="" type="checkbox"/> 今泉小学校 ()
利 用 日 時	年 月
	日 () 時 分 ~ 時 分
	日 () 時 分 ~ 時 分
	日 () 時 分 ~ 時 分
	日 () 時 分 ~ 時 分
利 用 目 的	会議・コーラス・将棋・ダンス・その他 ()
参加予定人数	() 人
特 記 事 項	

住 所

(代表者)

氏 名

電話番号

携帯番号

- ※ 利用承認書を利用当日持参し、管理人に提示してください。
利用の際は、上履きをご持参ください。
- ※ 特定教室開放の問い合わせは、教育総務課046-235-4917までお願いします。
学校への問い合わせはご遠慮ください。

旧（現行）

第3号様式（第7条関係）

第3号様式（第7条関係）

海老名市特定教室利用申請書

令和 年 月 日

海老名市教育委員会 殿

次のとおり、利用申し込みをします。

団 体 名	(団体番号)
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 柏ヶ谷小学校 <input type="checkbox"/> 上星小学校 <input type="checkbox"/> 社家小学校 <input type="checkbox"/> 今泉中学校
	<input type="checkbox"/> 海老名小学校 () <input checked="" type="checkbox"/> 有鹿小学校 ()
	<input type="checkbox"/> 東柏ヶ谷小学校 () <input checked="" type="checkbox"/> 今泉小学校 ()
利 用 日 時	令和 年 月
	日 () 時 分 ~ 時 分
	日 () 時 分 ~ 時 分
	日 () 時 分 ~ 時 分
	日 () 時 分 ~ 時 分
利 用 目 的	会議・コーラス・将棋・ダンス・その他 ()
参加予定人数	() 人
特 記 事 項	

住 所

(代表者)

氏 名

電話番号

携帯番号

- ※ 利用承認書を、利用当日、持参し、管理人に提示してください。
利用の際は、上履きをご持参ください。
- ※ 特定教室開放の問い合わせは、教育総務課046-235-4917までお願いします。
学校への問い合わせはご遠慮ください。

新（改正）

第4号様式（第7条関係）

第4号様式（第7条関係）

海老名市特定教室利用承認書

____年 月 日

住所 _____
 (代表者) 氏名 _____ 殿
 電話番号 _____
 携帯番号 _____

海老名市教育委員会

次のとおり特定教室の利用を承認します。

団 体 名	(団体番号)
利用施設	<input type="checkbox"/> 柏ヶ谷小学校 <input type="checkbox"/> 上星小学校 <input type="checkbox"/> 社家小学校 <input type="checkbox"/> 今泉中学校
	<input type="checkbox"/> 海老名小学校 (_____) <input type="checkbox"/> 有鹿小学校 _____
	<input type="checkbox"/> 東柏ヶ谷小学校 (_____) <input type="checkbox"/> 今泉小学校 (_____)
利用日時	____年 月
	日 () 時 分 ~ 時 分
	日 () 時 分 ~ 時 分
	日 () 時 分 ~ 時 分
	日 () 時 分 ~ 時 分
利用目的	会議・コーラス・将棋・ダンス・その他 ()
参加予定人数	() 人
特 定 事 項	

- ※ 利用承認書を利用当日持参し、管理人に提示してください。利用の際は、上履きをご持参ください。
- ※ 特定教室開放の問い合わせは、教育総務課046-235-4917までお願いします。学校への問い合わせはご遠慮ください。

旧（現行）

第4号様式（第7条関係）

第3号様式（第7条関係）

海老名市特定教室利用承認書

令和 ____年 月 日

住所 _____
 (代表者) 氏名 _____ 殿
 電話番号 _____
 携帯番号 _____

海老名市教育委員会

次のとおり特定教室の利用を承認します。

団 体 名	(団体番号)
利用施設	<input type="checkbox"/> 柏ヶ谷小学校 <input type="checkbox"/> 上星小学校 <input type="checkbox"/> 社家小学校 <input type="checkbox"/> 今泉中学校
	<input type="checkbox"/> 海老名小学校 (図工室・音楽室) <input type="checkbox"/> 有鹿小学校 (コミュニティルーム・木工室)
	<input type="checkbox"/> 東柏ヶ谷小学校 (音楽室・ランチルーム・特別活動室) _____
利用日時	令和 ____年 月
	日 () 時 分 ~ 時 分
	日 () 時 分 ~ 時 分
	日 () 時 分 ~ 時 分
	日 () 時 分 ~ 時 分
利用目的	会議・コーラス・将棋・ダンス・その他 ()
参加予定人数	() 人
特 定 事 項	

- ※ 利用承認書を利用当日、持参し、管理人に提示してください。利用の際は、上履きをご持参ください。
- ※ 特定教室開放の問い合わせは、教育総務課046-235-4917までお願いします。学校への問い合わせはご遠慮ください。

報告第16号

令和4年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

令和4年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し諮問したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市奨学生を選考するにあたり、海老名市奨学生選考委員会に諮問を行ったため

報告第17号

令和4年度海老名市奨学生の決定について

令和4年度海老名市奨学生について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し決定したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市奨学生選考委員会からの答申に基づき、海老名市奨学生を決定したため

議案第24号

令和3年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分
に係る意見の申出について

別紙のとおり、令和3年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する
部分に係る意見の申出について、議決を求める。

令和4年8月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和3年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分について、
海老名市長から意見を求められたことから、その申出内容を決定したいため

議案第25号

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第7号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

別紙のとおり、令和4年度海老名市一般会計補正予算（第7号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、議決を求める。

令和4年8月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第7号）のうち教育に関する部分について、海老名市長から意見を求められたことから、その申出内容を決定したため